

府民公募型整備事業（ 府民提案型 ） 技術審査一覧【丹後地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性			
1	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市峰山町荒山525番地先石ヶ下岡ノ坊線中川新治五反田線中野2号線交差点	見通しの悪い交差点であり、交差点における事故防止と児童及び住民の安全横断のため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内（受付番号36）
2	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市峰山町荒山1330番地先国道482号南ノ下出合線交差点	農作業に行く際、農耕車及び徒歩で国道を横断しなければならず、安全な国道横断確保のため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内（受付番号38）
3	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市峰山町丹波560番地1先国道482号間人宮線交差点	交差点が変則であり、昔から事故が起って危険なため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内（受付番号103）
4	交通安全施設	信号機（新設）	宮津市須津722番地1先府道若滝口停車場線須津中央線交差点	事故が度々起こる交差点であり、KTRを利用する高校生の通学路にもなっているため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	宮津署管内（受付番号153）
5	交通安全施設	信号機（新設）	与謝郡与謝野町字三河内1653番地先府道中藤加悦線駅道線交差点	横断歩道が設置されているが、府道の形状がカーブであり見通しが悪いため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない	実施しない	宮津署管内（受付番号154）
6	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市丹後町間人4662番地1先国道178号砂方集落センター前	通学路であり、避難場所の集落センター入口である。国道がカーブで見通しが悪いため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内（受付番号171）
7	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市丹後町間人3718番地先国道178号	砂方地区から小中学校へ通学する児童等が横断する場所であるが、カーブで見通しが悪いため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内（受付番号172）
8	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市峰山町長岡468番地1先国道312号	平成27年に峰山統合保育所が整備される予定で、新設道路と国道との交差点に事故防止のため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内（受付番号252）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

◆【技術審査結果】

- ・実施する①…緊急性大
- ・実施する②…緊急性中
- ・実施する③…緊急性小
- ・他事業で実施
- ・実施しない

府民公募型整備事業（ 府民提案型 ） 技術審査一覧【丹後地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	審査委員会意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易	
9	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市弥栄町溝谷5446番地先溝谷中央線河辺線交差点	学校再配置事業による新たな小学校の通学路になる。付近には商業施設等があり交通量が多いため、信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内（受付番号257）
10	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市大宮町上常吉159番地先府道野田川大宮線大門車線交差点	大宮南小学校の児童がバスで通学しているが、府道を横断しなければならず安全横断確保のため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	京丹後署管内（受付番号258）
11	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市弥栄町黒部3078番地1先国道482号湯ノ尻線交差点	国道に市道2路線が接続し地域で最も交通量の多い交差点で事故も起きているため、南側信号機の移設要望	無	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内（受付番号259）
12	交通安全施設	信号機（新設）	与謝郡与謝町野字後野730番地先町道加悦黒見山線後野温江線交差点	交差点西側に旧来からの住宅地があるが、公民館、介護施設等が交差点東側にあるため安全横断のため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	宮津署管内（受付番号281）
13	交通安全施設	信号機（移設）	京丹後市峰山町安奥服二箇前川原線千歳早苗線交差点	積雪時等に特に幅員が狭くなる路肩部に信号柱があるため移設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内（受付番号155）
14	交通安全施設	信号機（灯器改良）	与謝郡伊根町字平田R178伊根港線交差点	信号機や柱が修景化されていないため、塗装等を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宮津署管内（受付番号283）
15	交通安全施設	信号機（文字板設置）	京丹後市丹後町三宅R482三宅橋東詰交差点	感知器の手前に停止するため感知されない場合が多い。感知中の表示機能付きの文字板設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内（受付番号322）
16	交通安全施設	一時停止	京丹後市久美浜町海士975番地1西方約200メートル先	一時停止規制の要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内（受付番号39）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

◆【技術審査結果】

- ・実施する①…緊急性大
- ・実施する②…緊急性中
- ・実施する③…緊急性小
- ・他事業で実施
- ・実施しない

府民公募型整備事業（ 府民提案型 ） 技術審査一覧【丹後地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	審査委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
17	交通安全施設	横断歩道	京丹後市丹後町大山925番地先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内(受付番号70)	
18	交通安全施設	一時停止	与謝郡与謝野町字岩滝113番地2先	一時停止規制の要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施	実施	宮津署管内(受付番号93)	
19	交通安全施設	横断歩道	京丹後市峰山町丹波560番地先	横断歩道の移設要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内(受付番号104)	
20	交通安全施設	横断歩道	京丹後市久美浜町市場213番地先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施	実施	京丹後署管内(受付番号167)	
21	交通安全施設	横断歩道	京丹後市久美浜町芦原618番地先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施	実施	京丹後署管内(受付番号168)	
22	交通安全施設	横断歩道	京丹後市久美浜町芦原800番地先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	×	実施しない	実施しない	京丹後署管内(受付番号169)	
23	交通安全施設	横断歩道	京丹後市久美浜町品田182番地先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施	実施	京丹後署管内(受付番号170)	
24	交通安全施設	一時停止	京丹後市久美浜町二俣75番地先	一時停止規制の要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内(受付番号254)	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

◆【技術審査結果】

- ・実施する①…緊急性大
- ・実施する②…緊急性中
- ・実施する③…緊急性小
- ・他事業で実施
- ・実施しない

府民公募型整備事業（ 府民提案型 ） 技術審査一覧【丹後地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
25	交通安全施設	横断歩道	京丹後市弥栄町溝谷3437番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内(受付番号256)
26	交通安全施設	道路標示	京丹後市久美浜町二俣(府道二俣奥山線国道482号との交差付近)	「止まれ」及びび停止線の補修要望	無	○	⑤							実施	実施	京丹後署管内(受付番号253)
27	交通安全施設	道路標示	京丹後市久美浜町二俣(市道二俣ヒロノ線府道二俣奥山線との交差付近)	停止線の補修要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内(受付番号255)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

◆【技術審査結果】

- ・実施する①…緊急性大
- ・実施する②…緊急性中
- ・実施する③…緊急性小
- ・他事業で実施
- ・実施しない